立川市常勤特別職職員給与等支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項の規定による。

立川市常勤特別職職員給与等支給条例の一部を改正する条例

立川市常勤特別職職員給与等支給条例(昭和36年立川市条例第3号)の一部を次のように改正する。 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第2条の3略	第 2 条 の 3略
2略	2略
3 第1項に規定する期末手当の額は、それぞれの基準日現在において	3 第1項に規定する期末手当の額は、それぞれの基準日現在において
市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得	市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得
た額の合計額に、 <u>100分の245</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内	た額の合計額に、 <u>100分の242.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以
の期間における別表に定める在職期間に応じて、同表に定める割合を	内の期間における別表に定める在職期間に応じて、同表に定める割合
乗じて得た額とする。	を乗じて得た額とする。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市常勤特別職職員給与等支給条例第2条の3の規定の令和7年12月1日における適用については、同条第3項中「100分の245」とあるのは「100分の247.5」とする。